

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547 OTAスクエアビル 7F	1-008420

2. 指名停止措置期間

認定日より 6箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

関東建設工業（株）の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第9号に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人，有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（7号及び8号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から6月以上12月以内